

# 協議員選出規程

- 第1条 協議員は原則として卒業年度毎に3名以内を選出する。
- 第2条 協議員の選出は総会で行うものとし、其々の卒業年度の出席会員の協議によって推薦された者を新任期の協議員とする。
- 第3条 総会開催から次の総会に亙る年度までの新会員並びに総会開催時に選出されず欠員となった年度の協議員については、幹事会の議を経て補充することが出来る。
- 第4条 本規程の改廃は幹事会が行う。

附 則 平成12年11月 3日 実施  
平成24年 6月24日 改定  
平成27年 6月28日 改定